

第四百七十七条から第五百七十七条までを次のように改める。

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第四百七十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するもの)によって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消し)によってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 仮差押え

二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第五百十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第五百十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

一 その合意があった時から一年を経過した時

二 その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限る)を定めたときは、その期間を経過した時

三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

(承認による時効の更新)

第五百十二条 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

第五百十三条 第四百七十七条又は第四百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2 第四百四十九条から第五百十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第五百四十二条 第四百四十八条第一項各号又は第四百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第四百四十八条又は第四百四十九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

第五百五十五条から第五百七十七条まで 削除

第五百五十八条の見出し、第五百五十九条の見出し及び第六十条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

第六十一条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改め、同条中「時効を中断する」を「第四百七条第一項各号又は第四百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行う」に、「二週間」を「三箇月」に改める。

第六十六条の見出しを「債権等の消滅時効」に改め、同条第一項を次のように改める。

債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第六十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項ただし書中「中断する」を「更新する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

第六十七条を次のように改める。

(人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第六十七条 人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

第六十八条第一項を次のように改める。

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知つた時から十年間行使しないとき。

二 前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。

第六十八条第二項中「中断」を「更新」に改める。